

第 6323 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 19日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 災害に関する取扱い

**Q** : 会社が災害に遭った場合の取扱いは、どのようになるのですか？

**A** : 次のように取り扱われます。

### 【解説】

法人が災害に遭った場合の主な取扱いは、次のようになります

#### 1. 災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合における次の損失又は費用は、損金の額に算入されます。

- ①商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が滅失又は損壊した場合の損失の額
- ②損壊した資産の取壊又は除去のための費用
- ③土砂その他の障害物の除去のための費用

#### 2. 復旧のために支出する費用

法人が、災害により被害を受けた固定資産(被災資産)に係る資本的支出と修繕費の区分は、次のとおりです。

- ①被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。
- ②被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費としているときは、この処理が認められます。
- ③被災資産について支出する費用(①又は②に該当するものを除く)のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出としているときは、この処理が認められます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】